

公示送達書

帯広市告示第

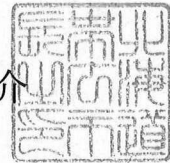
170 号

下記の者の書類を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をする。

なお、送達すべき書類は、市民福祉部健康保険室国保課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 12 日

帯広市長 上野 庸介



送達を受けるべき者	伊藤 誠 外5件
送達する書類	地方自治法第231条及び帯広市国民健康保険条例第18条の規定による書類

法の規定により、公示を開始した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

